



27 西教指第 828 号  
平成 27 年 9 月 1 日

西東京市立小・中学校長 様

西東京市教育委員会教育部  
教育指導課長 田 中 稔  
(公印省略)

いじめ問題への組織的な対応について (通知)

各校におかれましては、いじめ問題への適切な対応について、かねてからご尽力いただいているところです。学校は、在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときには、学校いじめ対策委員会を中核として、迅速かつ的確に組織的な対応を行う責務があります。

つきましては、改めて、各校におけるいじめ問題への組織的な対応の徹底について、よろしくお願いいたします。

記

- 1 教職員がいじめの事実又はいじめの疑いを把握した場合は、一人に対応することなく、管理職に報告するとともに、直ちに「学校いじめ対策委員会」を開催するなど、対応方法を明確にした組織的な対応を行う。
- 2 いじめの事実を把握した場合は、必ず「学校いじめ対策委員会」を開催する。また、管理職は把握した内容等を速やかに教育指導課 スクールアドバイザーに報告する。
- 3 いじめを認知してから 15 日経過しても解決に至らない場合やいじめを受けた児童・生徒が長期にわたって欠席している場合、いじめの内容が極めて悪質であると考えられる場合は、スクールアドバイザーへの報告に加えて、別添「いじめに係る報告書 (様式 2)」を指導主事に提出するとともに、市教育委員会と連携を図りながら早急な解決にあたる。
- 4 いじめに係る対応は、平成 26 年度に共通理解を図った「いじめの対応 西東京の約束」に基づき、校長の指示のもと、迅速かつ的確に行う。  
[いじめ対応 西東京の約束]
  - ① 「いじめられている子供」を全教職員で守る。
  - ② 15 日以内の解決を目指した対応を行う。
  - ③ 「いじめている子供」に謝罪させる。
  - ④ 「いじめられている子供」「いじめている子供」双方の保護者に連絡する。
- 5 児童・生徒の人権に配慮した指導を適切に行うことができるよう全教職員が、自らの人権感覚を検証する。